

条例・規則の制定改廃に携わる全ての担当者必携の書!

条例・規則作成の手引

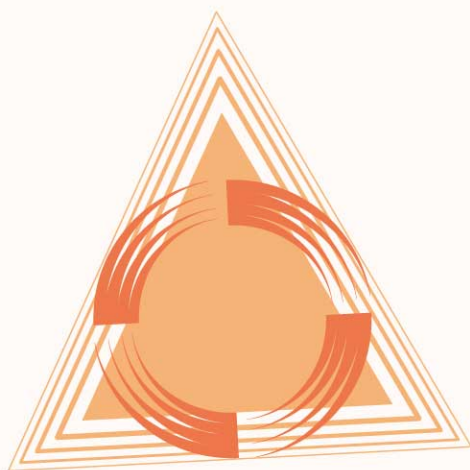
〔改訂版〕

1989年の発刊以来、長年支持され続けた
条例・規則作成時の手引書、待望の改訂版!

条例・規則作成の手引

〔改訂版〕

地方自治法規実務研究会 編集



第一法規

地方自治法規実務研究会 編集

B6判・244頁 定価:本体1,500円+税

- ★一部改正に伴う附則規定の留意事項など、自治体の皆様から寄せられた質問を踏まえた説明の加筆や事例を追加!
- ★地方公共団体において作成される条例や規則等の制定・改廃の法制執務について解説した手引書!
- ★条・項・号の追加・削除や、あらゆるケースにおける制定・改廃の手法について理解を深めることができる!

法制執務研修のテキストとしても
活用いただけます!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

[目次]

第1編 理論編

第1章 はじめに

第1 はじめに

- 1 地方公共団体と公文書
- 2 例規文書の種類
- 3 形式、手続等の遵守

第2章 例規文書の種類と意義

第1 条例

- 1 意義
- 2 性質
- 3 所管事項
- 4 効力
- 5 実効性の保障

第2 規則

- 1 意義
- 2 性質
- 3 所管事項
- 4 効力
- 5 実効性の保障

第3 訓令

- 1 意義
- 2 性質
- 3 効力
- 4 告示
- 5 公告

第3章 立案に当たった基本的考え方

第1 はじめに

第2 内容面について

- 1 立法内容の把握
- 2 法的適格性
- 3 法的正当性
- 4 法的協調性

第3 形式面について

- 1 表現の正確性
- 2 表現の平易・簡潔性
- 3 形式の遵守

第4 その他の留意事項について

- 1 数人で検討すること
- 2 時間をかけて再検討すること
- 3 第三者に検討・確認してもらうこと
- 4 何度も浄書して試みる
- 5 他の法令及び前例等の実例を参考にすること
- 6 検討の過程は保存しておくこと

第4章 条例等の制定・改廃の手続

第1 発案

第2 条例等の発案に関する留意点

第3 議会の議決

第4 公布

- 1 条例の公布手続
- 2 規則の公布手続

第5 条例等の制定の特殊な場合

第2編 技術編

第1章 条例・規則

第1節 基本形式

第1 形式の区分

第2 基本形式

- 1 公布文・公布年月日・公布権者
- 2 条例等の番号
- 3 題名
- 4 目次
- 5 本則
- 6 附則
- 7 別記様式

第2節 改正・廃止

第1 はじめに

第2 一部改正

- 1 はじめに
- 2 一部改正条例等の題名
- 3 一部改正条例等の立案形式
- 4 題名の改正
- 5 目次の改正
- 6 章、節等の改正
- 7 条、項又は号中における字句の改正
- 8 条の改正
- 9 項の改正
- 10 号の改正
- 11 号に属するア、イ、ウ等の改正
- 12 ただし書及び後段の改正
- 13 表の改正
- 14 附則の改正
- 15 別表の改正
- 16 別記様式の改正
- 17 一部改正に伴う附則規定の留意事項

第3 全部改正

- 1 はじめに
- 2 全部改正条例等の立案形式
- 3 全部改正の効果
- 4 全部改正に伴う経過規定

第4 廃止

- 1 はじめに
- 2 廃止条例等の立案形式

3 廃止に伴う経過規定

規定内容の書き方

第3節 本則の規定

- 1 はじめに
- 2 総則的規定
- 3 実体的規定
- 4 雑則的規定
- 5 罰則規定

第2 附則の規定

- 1 はじめに
- 2 附則での条文の配列及び内容
- 3 施行期日に関する規定
- 4 経過措置に関する規定
- 5 既存の他の条例等の改廃に関する規定
- 6 有効期限に関する規定

第2章 訓令

第1 はじめに

第2 基本形式

- 1 訓令番号
- 2 受訓先
- 3 附則

第3 改正

- 1 一部改正の場合
- 2 全部改正の場合
- 4 廃止の場合

第3章 告示

第1 はじめに

第2 基本形式

- 1 規程形式の場合
- 2 規程形式以外の場合

第3 改正の方法

- 1 規程形式の場合
- 2 規程形式以外の場合

第4 廃止の方法

- 1 規程形式の場合
- 2 規程形式以外の場合

第4章 公告

第1 はじめに

第2 基本形式

第5章 主な法令用語の使い方

第3編 資料編

○法令における漢字使用等について(平成22年11月30日内閣法制局総第208号内閣法制次長通知)

○法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・っ」の表記について(昭和63年7月20日内閣法制局総第125号)

[内容見本]

第2章 例規文書の種類と意義

第2章 例規文書の種類と意義

第1 条例

1 意義

(1) 広義の条例

地方公共団体又はその機関の長が、地方公共団体の自治立法権に基づいて制定する自主法をいう。広義の条例には、狭義の条例のほか長の規則、行政委員会の規則なども含まれる。

なお、憲法第94条に規定する「条例」は、この広義の条例を意味するものと解されている。

(2) 狭義の条例

地方公共団体が、地方自治法第2条第2項の事務について、その地方公共団体の議会の議決を経て(特別の要件を満たす場合には、地方公共団体の長の専断により)制定する法をいう。一般に「条例」というときはこの意味に用いられる。以下「条例」という場合はこの狭義の条例をいう。

2 性質

条例は、その規定内容から次のとおり分類することができる。

- (1) 住民の権利義務に規制を加える法規範的性質を有するもの
- 地方自治法第14条第2項において、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」とされている。
- 例 集会、アモ行進等を取り締まる公安条例、建築規制条例等
- (2) 地方公共団体の組織、財務等の内部管理的事務について規定す

第1章 条例・規則

「第〇章 何々」を削る。

この場合、「第〇章の章名を削る。」とすることもできる。

7 条、項又は号中における字句の改正

(1) 字句を改める場合

ア 一つの条文中において1箇所のみ改める場合

例

第何条中「〇〇」を「××」に改める。

この場合において注意すべきことは、改めようとする字句の位置に応じ、次の例に示すように当該条の最小単位の区分まで引用することである。このことは、字句を追加する場合及び字句を削る場合も同様である。

例

- ① 第何条第何項中「〇〇」を「××」に改める。
- ② 第何条第何項第何号中「〇〇」を「××」に改める。
- ③ 第何条第何項第何号ア中「〇〇」を「××」に改める。
- ④ 第何条第何項第何号ア(ウ)中「〇〇」を「××」に改める。
- ⑤ 第何条(第何項)各号別記以外の部分中「〇〇」を「××」に改める。
- ⑥ 第何条(第何項、第何号)前段(後段)中「〇〇」を「××」に改める。
- ⑦ 第何条(第何項、第何号)本文(ただし書)中「〇〇」を「××」に改める。

次に注意すべきことは、改めようとする字句は、当該条中で

- 68 -

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

条例・規則作成の手引(改訂版)

●定価1,650円(本体1,500円) [コード072405]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とのお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
ご住所

機関名

部署名

公用

私用

フリガナ

TEL

ご氏名

様

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預りかけた個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

条例・改 (072405) 2020.11 SE